

議案第34号小金井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 訂正表

訂正箇所	訂正前	訂正後
第14条第9号中	介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を原則としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）招集して行う会議をいう。	介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を原則としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。） <u>を</u> 招集して行う会議をいう。